

特 別 支 援 教 育

1 特別支援学級の設置

軽度な障害のある児童・生徒のために、小・中学校には、次の特別支援学級が設置されている。

○知的障害学級 ○自閉症・情緒障害学級 ○肢体不自由学級 ○病弱・身体虚弱学級

これらの学級では、基本的には小学校や中学校の学習指導要領にそった教育が行われているが、児童・生徒の障害の状態や発達段階等に応じて特別な内容できめ細やかな配慮のもとに指導が行われている。

○小学校（13校中12校に30学級）

秩父第一小	花の木小	西小	南小	尾田蒔小	原谷小	久那小
知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒 身虚	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒 肢体	知的 自閉・情緒
高篠小	大田小	影森小	吉田小	荒川東小	荒川西小	
知的 自閉・情緒 肢体		知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒 肢体	知的 自閉・情緒	

○中学校（8校中6校に12学級）

秩父第一中	秩父第二中	尾田蒔中	高篠中
知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	
大田中	影森中	吉田中	荒川中
	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒

2 通級による指導

言語障害、難聴、LD、ADHD等の児童・生徒に対して、通常の学級に在籍しながら、一人一人の障害の応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で行っている。

秩父市には、秩父第一小学校に言語・難聴通級指導教室、花の木小学校と原谷小学校、秩父第一中学校に発達障害・情緒障害通級指導教室が設置されている。

3 就学相談

(1) 秩父市障害児就学支援委員会

特別支援教育の充実及び振興を図るため、秩父市障害児就学支援委員会条例に基づき、秩父市障害児就学支援委員会が設置されている。

(2) 定期就学相談

小学校に入学予定の幼児を対象とした、秩父市教育委員会の主催による定期就学相談を通年実施している。

4 特別支援教育

(1) 校内の特別支援体制の整備

LD、ADHD、高機能自閉症等と思われる児童生徒の理解と支援に努める。

(2) 校内委員会の設置

特別な教育的ニーズに応じた支援・指導についてチームで検討するために校内委員会を設置する。

- ・ 特別な教育的支援が必要な児童生徒への早期の気付き
- ・ 実態把握と学級担任等の指導、支援方策の検討・立案・実施
- ・ 校内関係者や保護者、関係機関との連携による個別の教育支援計画や個別の指導計画の立案・作成
- ・ 全教職員への共通理解と校内研修の実施

(3) 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、担任への支援、校内委員会の運営や推進役としての役割を果たす。

児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばしていくために、特別支援専門家チーム、巡回相談員、特別支援学校、医療、福祉等の連携に努める。



